

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月9日 13時30分ごろ
発生場所	大分県津久見市赤崎鼻南南東方沖 赤江港1号防波堤灯台から真方位210°750m付近 （概位 北緯33°05.0′ 東経131°55.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート（船名なし）は、錨泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年9月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.55m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約3.5m/s 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りをして錨泊中、船外機を始動しようとしたが、始動ができなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、操縦者が、オールを漕いで帰航しようとしたが、風の影響で圧流されるので、海上保安庁に救助を要請し、海上保安庁の依頼を受けて来援した漁船にえい航された。</p> <p>船外機は、本インシデント後、知人が点検を行った結果、点火プラグの電極に炭化物が付着しているのが認められたので、同プラグを清掃したところ、始動ができるようになった。</p> <p>操縦者は、本インシデント後、本船を計測して長さが約3.55mあり、日本小型船舶検査機構の検査を受ける必要があることを知った。</p> <p>操縦者は、船外機を約5年前に購入したが、点火プラグの清掃及び交換をしたことがなかった。</p> <p>本船の船外機は、1.5kW未満（2馬力）の4サイクルのガソリン機関であった。</p>
分析	<p>本船は、点火プラグの電極部分が清掃されていない状況下、錨泊中、同電極部分に炭化物が付着したことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、小型船舶として、登録を行い、検査を受ける必要があった。</p>

	船長は、小型船舶操縦免許を受けて本船を操縦する必要があった。
原因	本インシデントは、本船が、点火プラグの電極部分が清掃されていない状況下、錨泊中、同電極部分に炭化物が付着したため、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船外機を使用する際は、船外機の取扱説明書で点火プラグの点検方法及び交換時期を確認しておくこと。・ 小型船舶の船舶所有者は、日本小型船舶検査機構の検査を受けること。・ 小型船舶を操縦する者は、小型船舶操縦免許を受けること。